

バーゼルⅡに関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、平成 19 年 5 月 9 日追加、
同年 9 月 28 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 12 月 24 日追加、
平成 22 年 3 月 31 日修正、同年 12 月 17 日修正、
平成 25 年 3 月 28 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

【総論、自己資本比率計算】

【第 2 章～第 5 章（国際統一基準、国内基準）関係】

<投資損失引当金・偶発損失引当金等の取扱い>

【関連条項】第 1 条、第 6 条等、第 10 条等、第 71 条

第 1 条-Q1 投資損失引当金・偶発損失引当金について、一般貸倒引当金や個別貸倒引当金と同様の取扱いが認められますか。

(平成 20 年 12 月 24 日追加)

(A)

一般的に、投資損失引当金や偶発損失引当金は、信用リスクにかかる引当金として実務的に定着しており、一般貸倒引当金、あるいは個別貸倒引当金の計上方法に準じた取扱いとなっていることから、内部格付手法においては、適格引当金（第 1 条）として、標準的手法においては、一般貸倒引当金（第 6 条等）、あるいは個別貸倒引当金（第 10 条等、第 71 条）と同様のものとして、取扱うことで差し支えはありません。

ただし、投資損失引当金や偶発損失引当金などの勘定科目を有している場合でも、それが、一般貸倒引当金に準じる形で計上されているもの、あるいは、個別貸倒引当金に準じる形で計上されているものとの適切に区分した上で、告示上、その性格に応じた引当金の勘案を行う必要があります。

<海外営業拠点>

【関連条項】第 2 条、第 25 条、第 37 条、第 78 条、第 136 条等

第 2 条-Q1 海外駐在員事務所は「海外営業拠点」に該当しますか。

(A)

海外駐在員事務所は、「海外営業拠点」に該当しません。したがって、海外に駐在員事務

所のみを有している銀行には、国際統一基準は適用されません。

<連結における重要性の原則>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q1 連結の範囲について、連結財務諸表規則第2項に規定する重要性の原則は適用されますか。

(A)

金融子会社（「保険会社等」を除く）のうち、連結財務諸表規則第5条第1項各号に該当しないものについては、同条第2項（重要性の原則）を適用せず、連結の範囲に含めます。

<決算日が異なる場合>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q2 親会社と子会社の決算日が異なる場合、どのように扱いますか。

(A)

- (1) 子会社は、原則として親会社の決算日（連結決算日）に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる仮決算を行うものとします。
- (2) 親会社と子会社の決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っても差し支えありません。ただし、資産・負債等に重要な変動がある場合及び連結会社間の取引に係る重要な不一致がある場合には必要な調整を行うものとします。
- (3) 子会社のオフ・バランス取引は、当該子会社の財務諸表基準日現在のオフ・バランス取引残高を基礎として連結するものとします。
- (4) 第2条のマーケット・リスク相当額の算出にあたっては、子会社のマーケット・リスク相当額は親会社の算出基準日現在で算出するものとします。

<在外子会社の円換算相場>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q3 在外子会社の財務諸表項目を円換算する際、どの時点の為替相場を適用しますか。

(A)

在外子会社の財務諸表項目（資本勘定等を除く）を円換算する際の為替相場は、本邦における次のいずれかの為替相場を継続して適用するものとします。

- ① 子会社の決算日における為替相場（TTM）
- ② 親会社の決算日（連結決算日）における為替相場（TTM）

<マーケット・リスク相当額不算入の特例>

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条

第4条-Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件（以下「期中の量的基準」といいます。）は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。

(A)

期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額（特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。）を日次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、当面は、毎月末において対象勘定合計額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する銀行は、期中の量的基準を確認することは不要です。

<連結子会社の少数株主持分>

【関連条項】第5条、第28条

第5条-Q1 「連結子会社の少数株主持分」とは、どのような勘定をいうのですか。

(A)

「連結子会社の少数株主持分」とは、連結子会社の資本勘定のうち親会社（または連結会社）以外の株主の出資比率に対応する部分であり、連結貸借対照表に「少数株主持分」として計上された額をいいます。

ただし、基本的項目に算入できる「連結子会社の少数株主持分」は、普通株及び非累積配当型永久優先株に係る少数株主持分だけであり、期限付優先株等補完的項目に該当するものに係る少数株主持分は含まないので留意が必要です。

また、連結子会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の再評価に関する「再評価差額金」の少数株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分については、自己資本比率算出上は「少数株主持分」から控除し、それぞれ「評価差額金」、「再評価差額金」に合算することに留意が必要です。その他有価証券の「評価差額金」を例にとると、以下の通りの扱いとなります。

<国際統一基準適用行の場合>

合算後の「評価差額金」が正の値であれば、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額を補完的項目に算入し、合算後の「評価差額金」が負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する。

<国内基準適用行の場合>

合算後の「評価差額金」が負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する（合算後の「評価差額金」が正の値であっても、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額の補完的項目への算入は行わない）。

<非累積配当型永久優先株>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q2 「非累積配当型永久優先株」とは、どのような株式をいうのですか。

(A)

「非累積配当型永久優先株」とは、優先株の一種で配当に関する優先権において、ある事業年度の配当が優先配当率に達しなくても翌期に繰り越しが認められない優先株をいいます。

なお、配当に関する優先権が翌期以降に繰り越される「累積配当型永久優先株」は、基本的項目の対象とならないので留意する必要があります。

<転換社債型新株予約権付社債>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q3 「転換社債型新株予約権付社債」は基本的項目の対象とならないのですか。

(A)

国際統一基準の基本的項目は、連結貸借対照表の資本勘定（非累積配当型永久優先株を含み、補完的項目に該当するものとして別に定めるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分と定められています。

したがって、負債の部に計上している「転換社債型新株予約権付社債」は基本的項目の対象とはなりません。

<償却済の営業権等>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q4 既に償却済の営業権、連結調整勘定も基本的項目より控除するのですか。

(A)

基本的項目より控除する営業権及び連結調整勘定相当額とは、連結貸借対照表の資産の部に計上している営業権及び連結調整勘定の未償却残高をいい、既に償却済の営業権、連結調整勘定については、基本的項目より除外する必要はありません。

<海外における土地の再評価差額金>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条等

第 5 条-Q5 海外における土地の再評価差額金に相当する額は、補完的項目に計上して差し支えありませんか。

(A)

海外において、法律により土地の再評価が認められるとともに、財務上、我が国の再評価差額金に相当するものとして、再評価準備金等を計上することが認められており、連結貸借対照表に当該準備金等を計上している場合には、当該相当する額の 45%に相当する額を補完的項目の額として計上して差し支えありません。

<持分法適用会社の「その他有価証券評価差額金」等>

【関連条項】第 5 条、第 17 条、第 28 条、第 40 条等

第 5 条-Q6 持分法適用会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の「再評価差額金」はどのように扱うのですか。

(A)

持分法適用会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の「再評価差額金」のうち、連結財務諸表作成上「評価差額金」及び「再評価差額金」に計上される親会社持分相当額については、親会社本体の「評価差額金」、「再評価差額金」と同様に扱い、自己資本比率の算出において、そのまま「評価差額金」、「再評価差額金」として扱います。

その他有価証券の「評価差額金」を例にとると、以下の通りの扱いとなります。

<国際統一基準適用行の場合>

持分法適用会社のその他有価証券「評価差額金」の親会社持分相当分が含まれる連結財務諸表上の「評価差額金」が正の値であれば、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の 45%相当額を補完的項目に算入し、負の値であれば、当該金額（連結財務諸表上の「評価差額金」）を基本的項目から控除する。

<国内基準適用行の場合>

持分法適用会社のその他有価証券「評価差額金」の親会社持分相当分が含まれる連結財務諸表上の「評価差額金」が、負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する（正の値であっても、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の 45%相当額の補完的項目への算入は行わない）。

<社外流出予定額>

【関連条項】第 5 条、第 17 条、第 28 条、第 40 条

第 5 条-Q7 「社外流出予定額（剰余金の配当の予定額）」とは、どの時点における剰余金の配当の予定額を指すのですか。（平成 19 年 9 月 28 日追加）

(A)

会社法の施行（平成 18 年 5 月）に伴い剰余金の配当が柔軟化されたこと、及びバーゼルⅡ（第 3 の柱）において自己資本比率等の四半期開示が実施されることを踏まえ、自己資本比率の算出における「社外流出予定額（剰余金の配当の予定額）」の取扱いについては、毎四半期（3 月期、6 月期、9 月期及び 12 月期）における決算期末後 3 ヶ月以内に、①株主総会もしくは取締役会が剰余金の配当として決議した額または決議を予定している額、または、②株主総会における剰余金の配当に関する決議案として取締役会が決議した額または決議を予定している額、のいずれかに該当するものを指すこととします。

<子会社の負債性資本調達手段等>

【関連条項】第 6 条、第 18 条、第 29 条、第 41 条

第 6 条-Q1 子会社の「負債性資本調達手段」等の取扱いはどのようになるのですか。

(A)

子会社の「負債性資本調達手段」等は、補完的項目に含めて差し支えありません。

(例) 累積配当型優先株式、アメリカの転換義務付証書、イギリスの永久劣後債、フランスの資本参加証券、ドイツの亨益権付証券及び期限付劣後債など。

<期限付劣後債務の一部償還>

【関連条項】第 6 条、第 18 条、第 29 条、第 41 条

第 6 条-Q2 残存期間が 5 年以内となった期限付劣後債務について、転換請求権の行使により基本的項目に該当する普通株式等によってその一部が既に償還された場合、その補完的項目への算入額の計算方法をどのように考えればよいのですか。

(A)

期限付劣後債務については、「残存期間が 5 年以内となったものにあつては、毎年、残存期間が 5 年となった時点における帳簿価格の 20%に相当する額を累積的に減価するものとする」旨の規定があります。（第 6 条第 1 項等）残存期間 5 年以内において、転換請求権の行使により基本的項目に該当する普通株式等によってその一部が既に償還された期限付劣後債務については、残存期間が 5 年となった時点における帳簿価格によらず、期末帳簿残高（当初帳簿残高から期末までに基本的項目へと転換された額を控除した帳簿残高）並びに残存年数に基づき算出する減価額を用い、下記の算式により補完的項目への算入額を計算することとします。

補完的項目への算入額＝期末帳簿残高－減価額^(※)

(※) 減価額＝期末帳簿残高×20%×（6 年－期末における残存期間）（但し、「6 年－期末における残存期間」の小数点以下は切り捨てとする）

<設例> 転換請求権の行使により毎期 20 ずつ株式等への転換が進んだ場合

	0 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
期末時点での残存期間 (年)	6	5	4	3	2	1
① 基本的項目への算入 額	0	20	40	60	80	100
② 期限付劣後債務の 期末帳簿残高	200	180	160	140	120	100
(6 年－期末における残 存年数)	－	1	2	3	4	5
③ 減価額	－	$180 \times 20\% \times 1 = 36$	$160 \times 20\% \times 2 = 64$	$140 \times 20\% \times 3 = 84$	$120 \times 20\% \times 4 = 96$	$100 \times 20\% \times 5 = 100$
④ 補完的項目への算入 額 (②－③)	200	144	96	56	24	0
⑤ 自己資本への算入額 の合計額 (①＋④)	200	164	136	116	104	100

<非連結子会社への出資>

【関連条項】 第 8 条第 1 項第 2 号等

第 8 条-Q1 「非連結子会社への出資」はすべて自己資本から控除するのですか。

(A)

- (1) 第 8 条第 1 項第 2 号イからハマまでに該当する子法人等の株式その他の資本調達手段は、自己資本の総額より控除します。この場合には、当該出資額をリスク・アセットに計上する必要はありません。
- (2) (1) 以外の非連結子会社の株式その他の資本調達手段は、自己資本から控除する必要はありません。

<関連会社への出資>

【関連条項】 第 8 条第 1 項第 2 号等

第 8 条-Q2 「関連会社への出資」はすべて自己資本から控除するのですか。

(A)

- (1) 第 8 条第 1 項第 2 号ニに該当する金融業務を営む関連法人等（以下「金融業務を営む関連法人等」という）の株式その他の資本調達手段は、自己資本の総額より控除するものとします（第 9 条を適用する場合を除く）。ただし、この場合には当該出資額をリスク・アセットに計上する必要はありません。
- (2) 「金融業務を営む関連法人等」のうち第 9 条により比例連結を用いた場合、及び「金融業務を営む関連法人等」以外の関連法人等の株式その他の資本調達手段は、自己資本から控除する必要はありません。

<株式等エクスポージャーに対し計上されている投資損失引当金の取扱い>

【関連条項】第 8 条、第 20 条、第 31 条、第 43 条

第 8 条-Q3 PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーに対し、投資損失引当金が計上されている場合、当該引当金により、株式等エクスポージャーにかかる期待損失額を減額することは可能ですか。
(平成 20 年 12 月 24 日追加)

(A)

減額しても差し支えありません。

第 10 条-Q1 (平成 25 年 3 月 28 日削除)

<複数の資産を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い>

【関連条項】第 11 条等

第 11 条-Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該投資信託等の外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

第 2 条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属する投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産についても、当該投資信託等が外国為替リスクを伴う場合、当該投資信託等に係るマーケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、投資信託等ごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該投資信託等への出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、「第 48 条-Q1」に基づき、当該投資信託等の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

<優先出資証券の算入限度超過額>

【関連条項】第 17 条第 3 項、第 18 条、第 40 条第 3 項、第 41 条

第 17 条-Q1 単体自己資本比率（国際統一基準及び国内基準）の計算において、海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、基本的項目の 25 パーセントを限度とすることになっていますが、その超過部分はどのように扱いますか。(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

海外特別目的会社の発行する優先出資証券で、基本的項目への算入限度を超過する分については、第 18 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項（又は第 41 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項）の要件を満たすことを前提として、補完的項目の算入対象とすることができます。

【附則<総論、自己資本比率計算関係>】

<所要自己資本の額の下限>

【関連条項】附則第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条-Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参照手法はどのように考えればよいですか。（平成19年9月28日修正、平成22年3月31日修正、平成25年3月28日修正）

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中全体所要自己資本額フロアの計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参照手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、標準的手法を参照手法とすることも可能です。同様に、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、基礎的手法を参照手法とすることも可能です。

なお、バーゼルⅠを常に参照手法として用いることが可能ですが、その際、信用リスクとオペレーショナル・リスク全体に適用することとなります。この場合、フロアの目的に鑑み、新所要自己資本の額としては、バーゼルⅢにおける経過措置期間の調整等（調整項目に係る経過措置、危機対応出資等）を行わないものとして算出した新所要自己資本の額を用いることとなります。

（注）バーゼルⅢ実施後のフロアの取扱いについては、現時点（平成25年3月28日時点）で、国際的な課題の一つであり、当該議論の結果によっては、本邦での取扱いが変更となる可能性があることに留意が必要です。

以下、具体例に沿って典型例を解説します（なお、バーゼルⅡ初年度の平成19年3月末をT期とし、特別な言及が無い場合には、T期より前はバーゼルⅠを、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては粗利益配分手法を適用しているものとします。）。

適用手法について次のとおり略称を使用します。

SA：標準的手法	BIA：基礎的手法
FIRB：基礎的内部格付手法	TSA：粗利益配分手法
AIRB：先進的内部格付手法	AMA：先進的計測手法

- ① T期以降、FIRB→AIRB→AMAの承認を受けた場合の参照手法
(①' 上記①の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)

- ② T期以降、FIRB→AMA→AIRBの承認を受けた場合の参照手法
- (②' 上記②の場合で参照手法としてバーゼルIを用いる場合)
- ③ T+1期以降、FIRB→AIRB→AMAの承認を受けた場合の参照手法
- ④ T+1期以降、FIRB→AMA→AIRBの承認を受けた場合の参照手法

①の場合

		→ F I R B		→ A I R B		→ A M A	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	90%	80%		
	参照手法	バーゼル I		F I R B (or S A) T S A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			95%		90%	
	フロアの 水準	95%	90%				

①' の場合

		→ F I R B		→ A I R B		→ A M A	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

②の場合

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	80%		90%	80%
	参照手法	バーゼル I			S A A M A		F I R B (or S A) A M A
オペレー ショナル ・リスク	参照手法				F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)
	フロアの 水準	95%	90%		80%		

(②' の場合)

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

③の場合

				→ F I R B		→ A I R B		→ A M A
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	90%	80%			
	参照手法		S A T S A	F I R B (or S A) T S A		F I R B (or S A) A M A		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	/	/	A I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準					90%	80%	

④の場合

				→ F I R B		→ A M A		→ A I R B
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	80%		90%	80%	
	参照手法		S A T S A	S A A M A		F I R B (or S A) A M A		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準			90%	80%			